

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 10

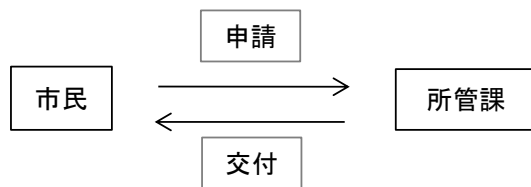
処 分 名	保安検査時期の変更	
処 分 の 概 要	保安検査の時期について、特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長が別に定める時期とすることができる。	
根 拠 法 令 名	危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)	
条 項	第8条の4第2項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	5日
判断基準	<p>災害その他の総務省令(昭和34年総理府令第55号)で定める事由により、政令で定める時期に保安検査を行うことが適当でないと認めるとき。</p> <p>【根拠法令等】 危険物の規制に関する政令 第8条の4 第2項 法第十四条の三第一項の政令で定める時期は、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害その他の総務省令で定める事由により、当該時期に法第十四条の三第一項の保安に関する検査を行うことが適当でないと認められるときは、当該特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、市町村長等が別に定める時期とすることができる。</p> <p>危険物の規制に関する規則 第62条の2 令第八条の四第二項ただし書の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。 一 災害その他非常事態が生じたこと。 二 保安上の必要が生じたこと。 三 危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。 四 前号に掲げるもののほか、使用の状況(計画を含む。)等に変更が生じたこと。 2 前項第三号の危険物の貯蔵及び取扱いからは、次に掲げるものを除く。 一 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い 二 ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い(一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の五分の一未満である場合に限る。) 三 屋外タンク貯蔵所の配管の他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い(当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで

5日



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。